

大阪社会保険事務局保険部保険医療課の
近畿厚生局への組織再編及び移転について

この度、社会保険庁の組織改革に伴い、現在、大阪社会保険事務局で行っている保険医療機関等に対する指導監督や、保険医療機関等の指定、保険医・保険薬剤師の登録、施設基準等の届出受理などの業務は、平成20年10月1日から厚生労働省近畿厚生局へ移管されます。

このため、移管後の申請・届出書の提出先は、下記、近畿厚生局指導監査課となります。

記

【所在地】 〒540-0011 大阪府中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル8階

【電話番号】 06 - 4791 - 7316(代表) (平成20年9月29日より)

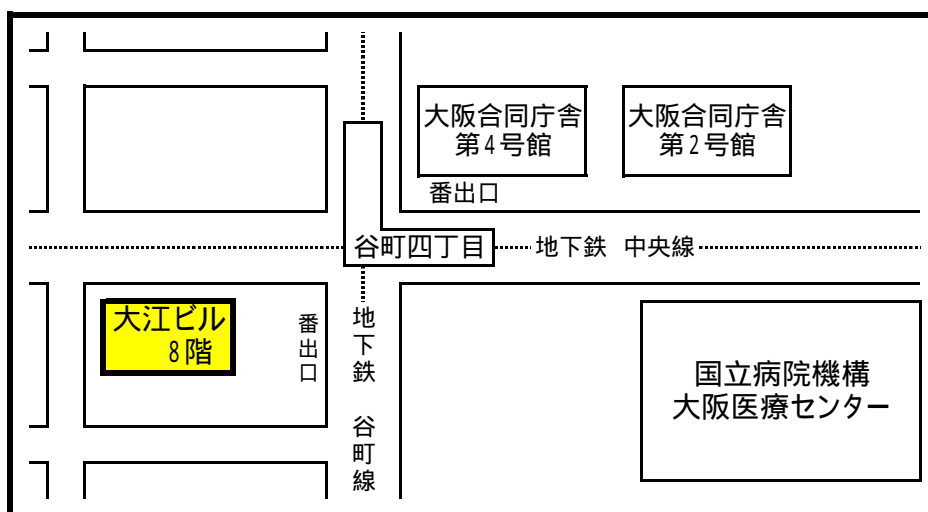
【F A X】 06 - 4791 - 7355 (平成20年9月29日より)

【移転年月日】 平成20年9月29日(月)

【名称】 近畿厚生局 指導監査課 (平成20年10月1日より)

なお、9月29日・30日は、移転先にて大阪社会保険事務局保険医療課として、業務を行います。また、9月26日までは、従来の所在地で受付等を行っています。

【地図】



(最寄駅) 地下鉄中央線・谷町線 【谷町四丁目駅】8番出口より徒歩5分